

震災リデザイン Press プレス

震災復興・防災情報専門メディア 全国4万部配布
発行元：特定非営利活動法人 震災リデザイン
発行人：相澤久美 編集人：内田伸一

編集部：〒106-0044 東京都港区東麻布2-28-6 Tel: 03-3584-3430 Fax: 03-3560-2047

第32号 一人ひとりの対策を

2面 ●台風被害と支援制度の課題

高齢化社会／制度の適用基準

3面 ●もしものときの生活再建入門

●ボランティア講座 ●書評ほか

4面 ●人と復興・防災 ●著者に聞く

非常時に「生き抜く力」を備えよう

いざというとき、自分で命を守る判断力・行動力を身につける

知っておこう！

文=編集部

イラスト=飯川雄大



◎ 救助・支援到着までのサバイバル ◎

大規模災害時に、私たちは発災直後の安全確保や避難行動だけでなく、必要な救助・支援を受けられる状態になるまで自力で生き抜く必要があります。すぐに環境の整った避難所や十分な物資に恵まれるとは限らず、いざというときに生き残る術(すべ)を最低限身につけておくことも大切。でも、千差万別な被災状況に対応できるスキルは、どうしたら身につくのでしょうか?

災害時に生き抜く力を学ぶ「72時間サバイバル教育協会」代表理事を務める片山誠さんはこう語ります。「想定外の事態を乗り越えるには、サバイバルの知識だけでなく、自分の命を自分で守る判断力・行動力を身につけることが大切。スキル(できる力)とマインド(心構え)を体得することです」

どういうことか、お話を聞き、考えてみました。

◎ 子どもたちにも生き抜く力を ◎

片山さんが力を入れる活動のひとつ、子どもたちへの防減災教育を例に考えてみましょう。ここでは8つのサバイバルプログラムとして、「助けを呼ぶ」「火起こし」「安全な水」「ナイフと道具」「シェルター」「食べも

の」「応急手当」「チームワーク」が考案され、講習会も行われています。SOSを発する道具がなければ裏声で高い音を出す、ブルーシートで雨風をしのぐタープを張る、ナイフで道具を作つてみるなど、大切なのは智恵の引き出しを増やし、実行力を養うことで、これは大人も同様でしょう。

ただ講習では「はっきりとした答えは教えない」そう。プログラムを書籍化した『もしときサバイバル術Jr.』でも、「誰かに習ったことよりも、自分で気付いたり発見したりしたことのほうが、ほんとうに使える知識やスキルに変わっていく」「やってみたからこそ、ほかにこんな方法もあるんじゃないかな、とアイデアがわく」という言葉が印象的です。

◎ それぞれに可能な自助・共助を目指す ◎

災害時に子どもたちが大人と一緒にすることは限らない。東日本大震災のボランティア活動でそれを実感したのが、片山さんがこの活動を始めたきっかけでした。「大人より柔軟で、かつ未来を背負う子どもたちこそ、こうした術を身につけてほしい」そうです。

一方、私たち大人も、便利なモノにあふれる現代社会に順応してしまいがちとはいえ、自助・共助の力を各

々が高めたいものです。「目指すのは、自分の身を自分で守れるようになり、ほかの人のことも守れるようになること」との片山さんの言葉を、子どもたちだけに任せることにははいきません。

非常時の課題を想像し、そこで生き抜くのに役立つ知識を調べ、整理する。可能なら平時に自分なりの方法で実践してみるのも良いでしょう。関連書や防災訓練、アウトドアレジャーまで、私たちの「教材」は様々な場にあるのではないでしょうか。



読んで
みよう

もしときサバイバル術Jr.

片山誠(著)/太郎次郎社エディタス刊 1,540円

子どもたちに向け、災害時に役立つスキルを手に入れるための8つのプログラムを解説した一冊。イラストも豊富。

※72時間サバイバル教育協会の講習等詳細は下記参照。
72h.jp

台風被害と制度の課題



昨年の台風19号で増水した伊勢市の五十鈴川の様子
(加藤直人撮影)

高齢化社会に必要な支援制度とは

[みえ災害ボランティア支援センター・山本康史さん]

昨年の台風19号で全国に先んじて被害が報じられたのは三重県だ。伊勢神宮のそばを流れる五十鈴川が増水し、民家や商店が水に浸かり、車が水没する映像がテレビに映し出された。ただ、その後は長野県や首都圏、東北の圧倒的な被害に全国的な注目は移る。最終的に三重県全体で半壊8棟、一部損壊23棟、床上・床下浸水114棟の被害が出たが、災害救助法や生活再建支援法は適用されなかった。「正直、被害が出たのは大雨のたびによく浸かる場所。ただ、どこも高齢化が進み、昔は自分たちでできた片付けが年々難しくなっている」と話すのは、みえ災害ボランティア支援センター長として地域を見回った山本康史さんだ。

救助法などが適用されない場合、市町村が独自に支援策を設ける動きもある。しかし、「今の法律や制度は『再建したい』人たちへの支援が前提。高齢者だけの集落では、そ

もそもそも復興したらいいのか分からない。そんな問題を抱えた地域がこれからどんどん増える中で、災害支援制度も抜本的に変えるべきなのでは」と山本さんは指摘する。

山本さんは地元の状況が落ちていた後、長野県へのボランティアバスを運行したが、そこでも担い手不足を実感。ボランティアの仕組み改善も模索している。(関口威人)



三重県の災害ボランティアの中心メンバーである山本康史さん

市町村の境による平等な支援目指す

[岩手県 普代村役場・太田栄時 副村長 / 森田陽 住民福祉課係長]

すき昆布などの名産品や、リアス式海岸の景勝で知られる岩手県普代村。2019年の台風19号では県内最大の総雨量467ミリを記録、山側から大量の土砂が流れ込み大きな被害を受けた。しかし同村に被災者生活再建支援法は適用されなかった。総世帯数の約1割に及ぶ家屋125軒が浸水などで被災した一方、全壊家屋数などで支援制度の適用基準(下記事参照)を満たさなかったためだ。現状、特に人口の少ない地域で生じ得る問題といえる。

「そのためこれに相当する支援を実現すべく、県と村がそれぞれ生活再建支援金や、住宅再建・修繕の補助金制度を用意するなど対応しました。村も財源内で可能な限り、他地域と支援に差が出ぬよう最善を尽くしたい。一方、国の制度

の平等性という点からは、今後、適用基準として全世帯数における被災家屋数の割合なども考慮されればと願う次第です」(太田栄時副村長)

「県の臨時支援は本当にありがたく、おかげで支援法とほぼ同様のサポートが実現できました。ただ、まず国の支援内容を持ち、これを補う形で県、さらに村が動くので、独自支援の調整はどうしても時間と労力がかかる。国の制度は適用されればよりスムーズに支援が届く点でも、重要なと実感しました」(森田陽 住民福祉課係長)

普代村では早期の復旧・復興に向けた要望書を県に提出し、岩手県からは同村の復興・地域振興に関わる駐在職員が派遣されるなど連携が続いている。(内田伸一)



復興に取り組む太田栄時 副村長(右)と森田陽 住民福祉課係長

普代村では令和元年台風第19号災害義援金を受付中
問い合わせ先: 普代村役場

📞 0194-35-2111

✉ f-soumu@vill.fudai.iwate.jp

災害時公的支援の「格差」、その課題とは

[弁護士・岡本正さんに聞く]

「災害救助法」は、罹災者救出や避難生活支援など主に災害直後の救済制度を定めたもの。「被災者生活再建支援法」は、住宅が損壊した世帯に支援金を支給するもの。しかしここに、自治体ごとに被害世帯が一定数を超えない制度が適用されない問題がある。救助法は人口5000人未満の市町村なら全壊家屋30軒以上、再建支援法は1市町村に10軒以上。被害が同程度でも、隣町は適用されたのに自分の町は支援されないという格差が生じ得る。

どこかで線引きは必要だから仕方ない、と思いや、災害復興に詳しい岡本正弁護士によると意外な答えが。

「災害救助法の適用基準については『多数の者が、避難し

て継続的に救助を必要とすること』という柔軟な解釈が可能な条項を備えているので、都道府県は被害家屋数の判定のみにこだわらず、必要なら躊躇せず適用を決定すべきです。ただ、被災者再建支援法にはこうした柔軟性がなく、市町村単位で『境界線の明暗』問題というべき格差が生じ得る。また、半壊、一部損壊認定だと実質的に居住不可能でも支援金が得られない『半壊の涙』問題もあり、それぞれ政令・法律の改正を提言中です」

両制度の一方のみが適用されたケースもあり、岡本さんは、災害直後から復興期までを通じた「生活再建基本法」の制定が強く望まれるとしている。(高木伸哉)



岡本正 / 弁護士・博士(法学)・防災士。災害時の生活再建に着目した防災・減災研修を多く手がける。著書に『災害復興法』『災害復興法』がある。

🌐 www.law-okamoto.jp

読者プレゼント

以下ご記載のうえ、右ページ下に記載の編集部宛(ハガキ/Fax/E-mail)にてご応募ください。

①希望プレゼント(A~Bのいずれか) ②郵便番号・住所・名前・電話・性別・年齢 ③よかった記事 ④ご感想・ご意見 ⑤本紙をどこで手に取りましたか?

A 5年保存ひとくちチョコレートラスク 10名

提供:積水ハウス株式会社

宮城県登米市の米粉を使用した非常時にも美味しい防災ラスク。

※2020年5月20日締切。当選発表は発送をもって代えさせていただきます。

※個人情報は当選者への発送に使用する以外、第三者への提供等一切行いません。

B 震災リゲイン特製「猫の小林さん」キーホルダー 10名

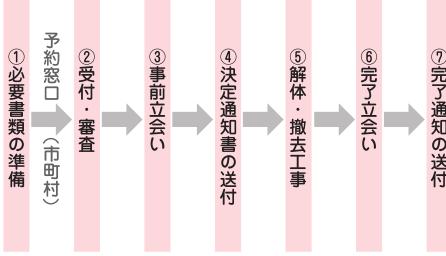
本紙おなじみ、飯川雄大さんが描くキャラクターが

キーホルダーに! 色は選べませんのでご了承ください。





公費解体 受付～解体・撤去までの流れ



*長野市の公費解体説明会の資料をもとに震災リゲイン作成

もしものときの生活再建入門

第8回・大事だけれど知られていない公費解体

文=関口威人

被災者の生活再建や被災地の復興に深く関わるものながら、まだあまり知られていないのが「公費解体」制度です。

公費解体は文字通り、行政が公費で被災家屋を解体・撤去する制度です。対象は地震や水害で「全壊」「大規模半壊」と判定された被災家屋。1995年の阪神・淡路大震災のころから運用され、東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨、そして昨年の台風19号などの大規模災害では「半壊」の家屋も対象となりました。

対象家屋の所有者に代わって、自治体が解体工事の発注から支払いまでをします。所有者に金銭的負担は一切かかりませんが、解体工事は原則、申請順に進み、時期は指定できないので、いつ自分の番がくるかは分かりません。また、工事前には家財道具類を自分たちで搬出し、工事完了時は本人か代理人の立ち会いが必要です。

一方、すでに自ら業者に依頼し、解体・撤去工事をしてしまった人や、これから自力で発注する人にも、費用が償還さ

れる「自費解体」制度があります。所有者がいたん業者に工事費を支払う立て替え払いの形なので、一時的な金銭負担は発生。また、行政側の工事費算定より高かったら、その分は償還されないなどのデメリットがあります。しかし、公費解体では順番がくるまで時間がかかるため、急ぐ人は自費解体を選んだ方がいいでしょう。

実際の工事にもさまざまな条件や制約があり、細かい相談をしたくなるはず。一方、自治体側の担当は災害廃棄物処理を行う環境部局となるのが一般的ゆえ、並行しての公費解体に苦慮することもあります。台風19号の長野市では、膨大な災害ごみの処理に追われたこともあり、当初は住民に具体的な制度の周知ができず、被災から3カ月目で公費解体の説明会と申請の受け付けが始まりました。こうした状況を改善しようと、弁護士やボランティアも日ごろから勉強会などを開こうという動きがあります。ぜひ普段から情報収集をしてみましょう。

知るきっかけとしての「災害ボランティア初心者講座」 NPO法人かながわ311ネットワーク

東日本大震災以降も各地でさまざまな自然災害が起こるなか、災害復興ボランティアの存在はかなり一般的になりました。一方で、昨年の豪雨被害のような広域災害では、ボランティア不足という声も現地から聞こえてきます。そうした被災地の状況を受けて、NPO法人かながわ311ネットワーク(神奈川県横浜市)では、昨年12月に「災害ボランティア初心者講座」をかながわ県民センターで開きました。

同NPOは東日本大震災を契機に発足した、防災教育や災害時の緊急支援を行う組織。「ボランティアに興味があるけども踏ん切りつかない人が結構いるんですよね」と話すのは講座を企画した谷本恵子さんです。「災害復興と

いうと力仕事をイメージされることが多いのですが、じつは清掃作業や植樹の手伝いなど、力自慢でなくてもできる作業ってたくさんあるんです」。各回20~30人、90分間の講座では、こうした支援現場の実情を伝えつつ、ボランティア経験者による生の体験談も語られました。

初心者講座と銘打ってはいますが、必ずしもボランティアに行く人だけが対象ではありません。「今回の豪雨で地元神奈川の人も被災者になりました。災害は突然やってきます。その時のための心構えをもち、自分や周囲が被災したときにどうすればいいのか、この講座がそんなことを考えるきっかけにもなればいいと思っています」(谷本さん)。(山道雄太)

団体の
取り組み



かながわ311ネットワークのボランティアバスで気仙沼へ行き、植樹のための苗木を世話をボランティア

参加して
みよう

来期の講座開催予定は下記ウェブサイトを御覧いただき、電話でお問い合わせください。
NPO法人かながわ311ネットワーク
kanagawa311.net 070-5577-5394

ハロー・キティのおしえて！防サイくん

東京都(編・刊)／都内各所で無料配布

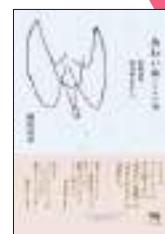
読み聞かせを通じて、子どもと一緒に防災を学べる絵本。人気のハロー・キティと東京都の防災キャラ「防サイくん」の会話形式で、わかりやすく防災の基本を伝えています。地震からの身の守り方、収納のポイント、自然災害の種類、日常備蓄など9テーマをクリアしていく構成。巻末には、切り離して使う、有事の待ち合わせ場所や連絡方法を記入する「かぞくルールカード」付き。昨年11月から都内保育所、幼稚園、産院などを通じて配布され、ホームページでPDF版も公開中です（「どうきょうばうさいえほん」で検索。PDF版の公開は今年3月31日まで）。



あわいゆくころ——陸前高田、震災後を生きる

瀬尾夏美(著)／晶文社刊 2,200円

著者は絵と言葉の作家。東日本大震災後、津波を受けた沿岸部に東京からボランティア等で通い始め、後に移住し、人々の言葉や日々の風景、内なる気付きをTwitterで綴りました。本書はその7年間の記録と各年を振り返るエッセイ、そして未来の視点から描かれる絵物語で構成。町が大きな喪失を経験した被災直後と、復興が進み未来が語られ始めた今の間にあった「あわいの日々」を静かな語り口で伝えます。「誰かが忘れずに、覚えていてくれるように。そして同時に、誰もが忘れていいように」。



読み・聞き
あれこれ
—書評ほか—

震災リゲインプレスとは

震災にまつわる情報を、復興、支援、防災・減災、日常の備えなど様々な切り口でお届けするフリーペーパー。「あなたにもできる」小さなアクションもご紹介します。年4回、地震や災害について考え話し合う時間を持つてもらうことが狙いです。ウェブサイト(<http://shinsairegain.jp>)もあります。

ご意見、情報を寄せください。

特定非営利活動法人 震災リゲイン『震災リゲインプレス』編集部宛 E-mail: info@shinsairegain.jp
〒106-0044 東京都港区東麻布2-28-6 Tel: 03-3584-3430 Fax: 03-3560-2047

NPO法人 理事(五十音順): 相澤久美、内田伸一、大塚健一、鬼本英太郎、日下部泰祐、佐々木豊志、関口威人、高木伸哉、田北雅裕、福井一朗 | 監事: 渡部宏幸 | 編集・執筆: 猪飼尚司、加藤久人、佐々木晶二、関口威人、高木伸哉、山道雄太 | イラスト: 飯川雄大 | デザイン: 八木直子 | 事務局: 小林奈央

暮らし方に合う防災備蓄・収納の知識を伝える

前号ご登場、長谷川高士さんのご紹介 北海道札幌市 水口綾香さんに聞く

水口さんは「フジカン」の屋号で、暮らしの中の防災備蓄・収納の講座などを行なっている。特徴は、一人ひとりの暮らしに合う備えを目指す点。たとえば小さな子のいる家なら、平時も食せる離乳食などを活かした備蓄の工夫。高齢者など非常時も手料理を作りたい人向けには、カセットコンロひとつで複数品を調理できるパッククッキングの紹介。拠点の北海道では、防寒も考えた備えを勧める。そして普段の整理整頓を含め、備えた品をいつでも使えるようにしておく大切さも強調する。

愛知県出身。雪の結晶への関心から、富山大学理学部地球科学科で雪氷学ほか、地震、気象など自然現象を学んだ。卒業後はウェザーニュース社で自治体や企業向け防災情報サービスに関わる。結婚を機に主婦となり、千葉県習志野市で子育て中、東日本大震災が起きた。「震度5強の揺れで市内各所に液状化被害が出ました。当時1歳8ヶ月の息子と自宅で過ごす日々のなかで、大学や仕事で得た知識は危険箇所を判別するなどのリス

ク回避に役立ったと思います。一方、うまくできなかったこともあります、それが今の活動につながります」

そのひとつが備蓄。息子さんが食物アレルギーを持つこともあって人一倍備えていたが、慣れない非常食を受け付けず、約2週間、自宅に残る材料で食べつなぐ苦労をした。「非常時だからこそ、好きなものしか食べられなくなることもある。高ストレスな災害時に、食事でさらに負荷を増すのは避けるべきとの教訓になりました」

もうひとつは心のストレス。日々、甚大な被害と犠牲者を告げる報道にふれるうち、笑顔すら自虐し始めた。「ご近所を気にして家の中でも息子に大声で笑うのを我慢させていたけれど、当然子どもには負担で、ついに爆発寸前になってしまった彼を前に『もう一度、笑おう』と思ったんです。音楽をかけて歌い、大笑いしたら、子どもだけでなく私の気持ちがすごく軽くなりました」。屋号のフジカンはこの体験、すなわちモノだけでなく、フフと笑える時間を備えよう、との思いから来ている。



その後、札幌に移住後は防災備蓄収納マスター プランナーや防災士の資格を取得。市内中心に、町内会や小学校PTAなどに向けて講演し、また備蓄や収納の講座も開いている。人のつながり作りもテーマに加わった。

「私の活動の目標は『誰もが笑って寿命を全うすること』と、そのために災害リスクをできる限り減らすこと。日本人は周りに合わせて物事を考える方が多いとも言われますが、だからこそ自分に適した備蓄・収納を知る人が半数を超えたとき、一緒に備えが広がり得るのでは」

まずは札幌の人口の約半数=100万人に知識を届け、「笑顔」を増やす。それが水口さんの目標だ。(内田伸一)

*水口さんの活動詳細は以下を参照
フジカン@fufujikan.com

『災害ケースマネジメント◎ガイドブック』 津久井進さん

「一人ひとり」の支援制度、事例挙げ提言

日本弁護士連合会災害復興支援委員長として被災地を駆け回ってきた弁護士の津久井進さんが、今年1月に単著『災害ケースマネジメント◎ガイドブック』(合同出版、1,760円)を出版した。

25年前の阪神・淡路大震災以来、「法律は人を救うためにある」との信念を持ち、ときに弁護士の枠を超えて活動してきた津久井さん。被災者生活再建支援法をはじめ法制度は整ってきたように見えるが、災害のたびに制度からこぼれ落ちる被災者はなくならない。現行制度の弱点として、まだすべての個別事情をカバーできるだけの「制度がない」ことに加え、「中身が悪い」「使い方が悪い」「無知(知られていない)」の4点を指摘する。

被災者の声に耳を傾け続けるなかで「一人ひとりの抱える課題はすべて違う。支援の内容も十人十色であるべきだ」との考えに至る。それを具現化、制度化するのが「災害ケースマネジメント」だ。

ケースマネジメントはもともとアメリカで障害者支援の仕組みとして確立された。2005年のハリケーン・カトリーナ災害では国防総省下の非常事態

(FEMA)がNGOと連携して「災害ケース・マネジメント・プログラム」を実施。これを参考に、日本では地震多発地帯にある鳥取県が条例をつくり、民間人材による被災者の戸別訪問から個々のケースに応じた生活復興プランの策定、専門家チームを派遣しての問題解決までを制度化している。

本書では遡って、阪神・淡路での被災マンション再建、東日本大震災における支援団体と弁護士会の協働、西日本豪雨で「広島モデル」と呼ばれたローラー作戦と専門家の連携などが、既存の実践事例として挙げられる。必ずしも官製のきっちりとした制度が不可欠ではない。平時の福祉制度が使える可能性もある。他方、個別対応といつても、それが「仮設住宅からの追い出し」のためであつたら意味が違う。「生活再建の目的を欠いた個別対応は、災害ケースマネジメントとは似て非なるもの」で、「目的を見誤ってはならない」と厳しく釘を刺す。

その上で、自著もまだ「足りないところだらけ」だと認める。例えば人や財源の問題。「災害ケースマネジメントは介護保険の災害版だと説明するが、では介



護保険のケアマネージャーに相当するのは誰かと問われると、まだ何とも言えない。財源の問題も、本書では論じ切れていない課題です」

津久井さんが学外研究員として関わる関西学院大学復興制度研究所では、現行制度を抜本的に置き換える「被災者総合支援法」を提案、人や財源も含めた具体的な議論を喚起している。本書はそうした動きとも連動している。人柄のにじみ出る誠実な文體や構成、全編に描かれたかわいく分かりやすいイラストは議論の入り口。そこから考えを深め、行動に変えていくのが、本書を手にした一人ひとりの役目なのかもしれない。(関口威人)

著者に
聞く

NPOの会員になる あなたの力を貸してください 震災リゲインNPO会員募集!

NPO法人震災リゲインは、活動に賛同してくださる会員を募集しています。会費は各地への『震災リゲインプレス』送料等に充当させていただき、会員の皆様にも同紙をお届けします。周囲の人に手渡し読んでもらうことで、みんなで災害への備えを促進し、復興過程の被災地を支える活動に繋げましょう。各種ご質問は下記へ。

03-3584-3430 info@shinsairegain.jp

ご入会は⇒<http://shinsairegain.jp>

会費は賛助会員／正会員 一口250円／月から、団体会員 一口2,500円／月から。詳細は上記サイトから「会員登録・寄付」をクリック。

【ご寄付のお願い】活動継続のためのご寄付も隨時受け付けています。
ゆうちょ銀行 記号番号00160-6-387514 口座名:トクビシンサイリゲイン
※他行からの振込:店名 O一九(ゼロイチキユウ)店名019 当座0387514



震災リゲインプレスは以下の協賛により発行しています。